

サステナブルファッション・パートナー制度を実施するため、サステナブルファッション・パートナー制度実施要綱を次のように定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条

サステナブルファッション・パートナー制度実施要綱は、サステナブルファッション・パートナー制度の実施において、参加するすべての企業・団体・学校・自治体等（以下「企業等」という。）が遵守すべき事項を定めるものです。

(サステナブルファッション・パートナー制度の趣旨)

第2条

サステナブルファッション・パートナー制度（以下「パートナー制度」という。）は、企業等が官民連携によるサステナブルファッションの実現に向けて、衣服の企画、生産、販売、着用、回収及び廃棄等の各場面における環境負荷を考慮したサステナブルファッションへの取組を実施し、各種イベントの実施や情報の共有を図るとともに、企業等が共同して生活者への意識醸成を図るものです。また、サステナブルファッションとは、衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組を指すものとします。

(サステナブルファッション・パートナー制度への参加)

第3条

1 パートナー制度への参加を求める企業等（以下「申込企業等」という。）は、次項に掲げる項目を記載した提案書（以下「提案書」という。）を第4条に定める事務局に提出することとします。提案書は、別記様式第1によることとします。事務局は、申込みに対し、申込者が次項に該当することを確認できた場合、申込者をパートナー制度会員（以下、「パートナー会員」という。）として登録します。ただし、申込企業等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とし、事務局は提案内容及び関連情報を踏まえ、要件に該当しないと判断した場合には、その理由を開示することなく、登録を行わないことができることとします。

（1）政治団体又は宗教団体でないこと。

（2）役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（3）重大な法令違反又は公序良俗違反を行っていないこと。

（4）サステナビリティに関する重大な環境事故、人権侵害、不正行為その他社会的信用を著しく損なう行為を行っていないこと。

2 提案書には、以下の項目を記載します。

（1）衣服の企画、生産、販売、着用、回収及び廃棄等の各場面におけるサステナブルファッションに向けた取組の概要

（2）（1）に掲げた取組等の周知発信計画

（3）提案企業等の概要（設立年月日、法人名、所在地、申請者氏名・連絡先、事業内容）

3 提案書には、以下の項目を添付します。

(1) 前項(1)及び(2)の取組の参考資料

- 4 パートナー会員は、希望があれば、デコ活応援団 (<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/>) にも加入することができます。なお、デコ活応援団に加入する場合、デコ活応援団（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動・官民連携協議会）規約に同意したとみなします。

第2章 サステナブルファッション・パートナー制度の運営

(事務局)

第4条

- 1 パートナー制度の運営を行う組織として、事務局を設置します。事務局は、経済産業省及び消費者庁の協力を得て、環境省及び環境省が委託した者が担います。
- 2 事務局は、パートナー会員に何らかの損害が生じた場合、事務局に故意又は重大な過失が存在しない限り、何らの責任を負いません。
- 3 事務局の業務は、次に掲げるものとします。
 - (1) パートナー制度への参加申込の確認及び確認がされた企業等のウェブサイトでの公表
 - (2) 第5条に定める活動に関する議論の場の設置又は議論内容を共有する機会の設定並びに交流を促進するための場の設置
 - (3) 第5条に定めるパートナー会員の取組に関する定期報告の確認
 - (4) 第6条に定める総会の実施
 - (5) パートナー制度における活動内容及びパートナー会員の取組内容等を発信するための記事の作成並びにウェブサイトの開設及び運営
 - (6) 追加的に定める必要のある事項に関する文書（以下「関連文書」という。）の策定
 - (7) 本実施要綱及び関連文書の改定・廃止並びに実施要綱等の公表
 - (8) その他、パートナー制度の運営に必要な事項

(活動の概要とパートナー会員)

第5条

- 1 事務局は、第2条の目的を達成するため、以下に掲げる活動を行います。
 - (1) 衣服の企画、生産、販売、着用、回収、廃棄等の各場面における、企業等の情報交換や参加会員同士の連携促進
 - (2) 消費者におけるサステナブルファッションへの意識醸成を図るためのイベントやキャンペーン等の実施
 - (3) サステナブルファッションに関する記事の作成及び公表等
 - (4) その他、マーケティング、プロモーション等の第2条の目的を踏まえた取組
- 2 事務局は、提案書による申込みに対し、申込者が第3条に該当することを確認できた場合、申込者をパートナー会員とします。
- 3 パートナー会員は、パートナー制度内において、第3条の提案書で記載したサステナブルファッションに関する取組内容について、原則1年ごとに事務局へ結果の報告をすること
- 4 パートナー会員は、パートナー制度内において、以下に掲げる取組を実施することができます。
 - (1) 第6条に定める総会への参加や参加企業間での情報交換等
 - (2) キャンペーン等のサステナブルファッションへの意識醸成イベントへの参加又は実施
 - (3) その他事務局がパートナー制度に資すると判断をした業務

(総会)

第6条

事務局は、総会を運営するものとします。

- (1) 総会は、原則として事務局が運営し、年1回程度開催とする他、パートナー会員に対して原則公開します。
- (2) 総会では、パートナー会員間の情報共有及びサステナブルファッションにおける連携の促進の場として活用します。

第3章 その他

(費用)

第7条

- 1 事務局は、原則として会員から入退会費及び定期会費を徴収しないものとします。
- 2 パートナー会員が総会等への参加に伴い、当該会員において発生する費用（旅費等）は、特別に定める場合を除き当事者が負担するものとします。

(報告又は是正の要求)

第8条

事務局は、パートナー会員又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該パートナー会員に対し、報告又は是正を求めることがあります。

- (1) 本実施要綱に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) その他本要綱の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

(パートナー会員の脱退)

第9条

- 1 事務局は、次に掲げる場合には、パートナー会員をパートナー制度から脱退させることができます。
 - (1) 申込時に第3条に関して虚偽の申告を行った場合
 - (2) 第5条第3項の報告が行われないなど、パートナー会員が本要綱を遵守しないと認められた場合
 - (3) パートナー会員に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
 - (4) 前条に規定する報告又は是正の要求に応じなかった場合
 - (5) 重大な環境事故、人権侵害、不正行為その他社会的信用を著しく損なう事実が判明した場合
 - (6) その他、当該パートナー会員の行為又は事由により、パートナー制度の名誉を棄損並びに本制度の信用又は公益を著しく害するおそれがある場合
- 2 パートナー会員は、事務局に脱退する旨及び脱退理由等を申し入れることにより、申請から2か月後を目安に脱退することができます。

(知的財産権)

第10条

- 1 パートナー制度の活動により作成される資料、発行物等（以下「著作物」という。）の著作権は環境省に帰属し、著作人格権については環境省が行使するものとします。
- 2 パートナー制度の運営に当たり提出される情報にパートナー会員が著作権を有する情報等が含まれる場合、その部分の著作権は当該著作権者に留保されるが、当該パートナー会員は、環境省が二次利用すること及び環境省が第三者に二

次利用すること等を無償で許諾するものとします。

- 3 パートナー制度の運営に当たり提供される情報に第三者が著作権を有する情報が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、当該情報の提供者は、環境省が二次利用すること及び環境省が第三者に二次利用すること等につき、当該第三者から利用許諾を可能な限り取得するものとします。
- 4 環境省は、事務局に対し、著作物の利用を無償で許諾するものとします。

（情報の取扱い）

第 11 条

- 1 事務局及びパートナー会員は秘密情報を秘密として保持し、パートナー制度の目的にのみ使用するものとし、事前に秘密情報を保有する事務局又はパートナー会員から承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しないものとします。なお、本要綱において、以下に該当する情報以外の情報を「秘密情報」とします。
 - （１）提供された時点ですでに公知の情報、又はその後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報提供を受けた当事者が、パートナー制度以外から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - （２）提供された時点ですでに提供を受けた当事者が保有している情報
 - （３）提供を受けた当事者が、提供された情報によらずして独自に開発した情報
 - （４）提供した当事者が第三者に対し秘密保持義務を課すことなく提供した情報
- 2 前項に反し、事務局及びパートナー会員が秘密情報を漏洩したことにより、当該秘密情報を保有する者が損害を被った場合、事務局は一切の責任を負いません。

（実施要綱の改訂等）

第 12 条

- 1 本実施要綱は、必要に応じて改訂・廃止される場合があります。その場合は、事務局から事前にメール等によってパートナー会員に通知します。
- 2 実施要綱の改訂・廃止を行った場合、事務局は、遅滞なく変更後の実施要綱を公表するものとします。なお、当該変更後の実施要綱に特段の定めがある場合を除き、遡及しないものとします。
- 3 本実施要綱の改訂等によりパートナー会員に不利益が生じた場合も、事務局はその責任を負うものではありません。

附則

本規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行します。

「サステナブルファッション・キャンペーン」ロゴマーク使用規約（パートナー会員用）

第1条（目的）

この規約は、サステナブルファッション・パートナー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき会員となった企業等（以下「パートナー会員」という。）が、「サステナブルファッション・キャンペーン」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものである。なお、パートナー会員以外がロゴマークを使用する際は、別途定める「ロゴマーク使用規約（一般用）」を遵守することとする。

第2条（管理事務）

ロゴマークに係る著作権その他一切の権利は環境省に帰属し、管理事務は実施要綱第4条1項で定める事務局が行う。

第3条（使用方法）

- 1 パートナー会員は、第1条の趣旨に沿った活動で、本規約に合致する範囲においては、特段の申請無しに、ロゴマークを無償で使うことができる。
- 2 パートナー会員は、ロゴマークの使用に当たり、自らがサステナブルファッション・パートナー制度に参加し、趣旨に沿った取組を推進している旨を付記することが望ましい。
- 3 パートナー会員は、第1条の趣旨に沿った活動においてロゴマークを有償販売する物品等に表示する等、対価を伴って使用することを希望する場合は、使用の30日前（※行政機関の休日を除く。）までに別添「ロゴマーク使用承認申請（変更届出）書」を申請し、事務局にて審査を受けなければならない。承認を受けた場合に限り、有償販売する物品等への表示を行うことができる。ただし、商品名、サービス名その他商品、サービス等の商標として使用し、環境省の認定、許可等を受けたものと誤解を与えるおそれがある場合は使用を承認しない。また、申請内容等に変更がある場合は、速やかに新たに変更の申請を行い、承認を受けるものとする。

なお、承認に当たっては、使用方法等について申請者に一部変更を求める場合がある。また、ロゴマークの使用に当たっては、第1条の趣旨に沿った使用状況であるかを把握するため、使用方法等（成果物の現物の写真又はコピー等を想定。書式は問わない。）を事務局あてに報告を求める場合がある。

※行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）

第4条（使用期間）

ロゴマークの使用期間は、サステナブルファッション・パートナーを脱退した日までとする。なお、第3条3項において有償販売する物品等への表示する等に係る申請が承認された場合は、使用期間満了日までとする。

サステナブルファッション・パートナーを脱退した後も継続して使用を希望する場合は、「サステナブルファッション・キャンペーン」ロゴマーク使用規約（一般用）」に基づく手続きを行うものとする。

第5条（禁止事項）

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) サステナブルファッション・キャンペーンのコンセプト、仕様等（ロゴマーク使用規約、ロゴマーク使用マニュアル等）に反する場合。
- (2) サステナブルファッション・キャンペーンの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により、ロゴマークの信用を利用して不当な利益等を得る場合。
- (6) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 承認申請（変更届出）書その他事務局に提出する書類に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実在しない団体である場合。
- (10) 反社会的勢力、又はそれに類する団体、企業、又は個人に関わりがある者が使用する場合。
- (11) その他、本規約の定めに適合しない場合。

第6条（権利の譲渡の禁止等）

パートナー会員は、ロゴマークの使用に関する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。

第7条（ロゴマークを使用する者の責務等）

パートナー会員は、ロゴマークを使用するにあたり、信義に従い、誠実に本規約を履行しなければならない。なお、事務局は、本規約・ロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

第8条（ロゴマークの使用改善・禁止の要求）

パートナー会員がロゴマークを使用するにあたり、第5条に定める事項に抵触している場合には、事務局は当該使用者に対し、使用改善を求めることができる。使用改善の要求に従わない場合には、事務局は当該使用者に対する使用の禁止を求めることができる。

第9条（規約の改訂等）

本規約は、環境省により必要に応じて改訂される場合がある。改訂後は、パートナー会員へ通知する。

第10条（その他）

本規約に定めるものの他、必要な事項は環境省が別に定める。

附則

本規約は、令和8年10月1日から施行する。